

平成30年8月31日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社神戸製鋼所（所在地 兵庫県神戸市）に対して、指名停止措置を行ないました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

オシバ キミコ

大柴 公彦（内線2511）

総務部経理調達課長

オシカ マサヒコ

堀川 雅弘（内線5870）

○総務部契約課建設専門官

イハラ ミル

石原 稔（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4

2. 指名停止措置期間

平成30年8月31日から平成30年9月30日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該法人は、品質データの改竄を行っていたとして、平成30年7月19日、不正競争防止法違反（虚偽表示）により東京地方検察庁から起訴された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該法人が、不正競争防止法違反により起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

また、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内